

伊万里市告示第 1 6 6 号

伊万里市省エネルギー診断補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 8 月 7 日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市省エネルギー診断補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、エネルギーの使用の合理化を図るため、事業所において省エネルギー診断を実施する中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金については、伊万里市補助金等交付規則（平成 9 年規則第 9 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供する工場、事務所その他の事業場をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者をいう。
- (3) 省エネルギー診断 専門家による事業所のエネルギー使用の合理化を図るための診断制度のうち、次に掲げるものをいう。

ア 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する省エネクイック診断

イ 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断

ウ 経済産業省資源エネルギー庁における省エネお助け隊が実施する省エネ診断

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当

するものとする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者であること。
- (2) 市内の事業所において省エネルギー診断を実施する者であること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、省エネルギー診断に要する経費のうち診断料金に相当する額とする。ただし、診断料の振込手数料を除く。

2 補助事業の実施期間は、市が交付決定した日の属する年度の4月1日から2月末日までとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネルギー診断に要する経費が分かる見積書等
- (2) 確定申告書別表第1の写し（法人の場合）
- (3) 本人確認書類（個人事業主の場合）
- (4) 暴力団等でないことの誓約書
- (5) 納税状況等確同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 第1項の規定による申請は、1事業所につき1回限りとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業を完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (6) 規則第8条第1項各号又は規則第16号各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

(決定通知)

第7条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第3号のとおりとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネルギー診断に係る領収書の写し
- (2) 省エネルギー診断の結果報告書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業を完了した日（交付決定の時点で補助事業を完了している場合は、交付決定の日）の翌日から起算して30日を経過する日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

3 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助対象者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、消費税仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において消費税仕入控除税額が明らかになったときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を伊万里市省エネルギー診断補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該金額の返還を請求するものとする。

（額の確定）

第9条 規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、様式第5号のとおりとする。

（補助金の請求）

第10条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第6号のとおりとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月7日から施行し、令和6年4月1日以降の事業に係る補助金から適用する。